保育所・幼稚園、学童保育所等の臨時休園・休所措置の解除 及び家庭保育協力のお願いについて

国の緊急事態宣言を受け、古賀市では、4月14日から5月31日までの間、市内の「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・私立幼稚園・届出保育施設」及び「市内学童保育所」は臨時休園・休所としていたところです。

昨日、本県の緊急事態宣言が解除されたことに伴う国及び福岡県の方針の変更を踏まえ、本日、市の対策本部会議を開催し、保育所・幼稚園、学童保育所等の臨時休園・休所措置の期間を5月19日 (火)までとし、5月20日(水)から再開することを決定しました。

本県における緊急事態宣言は解除されたといえども、継続して感染拡大を防止する必要がありますので、今月中は家庭保育のご協力をお願いします。市民の皆さまには、ご負担をおかけすることになりますが、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1. 保育所等の臨時休園・休所について 保育所等の臨時休園・休所期間を短縮します。
 - (1)臨時休園・休所期間4月14日(火)~5月19日(火)まで
 - (2) 対象施設
 - ・認可保育所
 - ・認定こども園
 - ·地域型保育事業所
 - · 私立幼稚園
 - ·届出保育施設
 - · 学童保育所
 - (3) 家庭保育協力のお願い

臨時休園等の措置は解除しますが、5月20日(水)から5月31日(日)までの間は、感染拡大の防止の観点から、医療、児童福祉施設従事者等社会の機能を維持するために就業継続が必要な保護者の方や、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合等、やむを得ない場合を除き、ご自宅で保育ができる場合は、極力家庭保育にご協力をお願いします。

なお、保育料等の減額については、これまで同様の取り扱いとし、別途お知らせします。

【問い合わせ先】

(保育所等の保育施設に関して)古賀市 保健福祉部 子育て支援課電話: 092-942-1157

(学童保育所に関して)

古賀市 教育委員会 青少年育成課 電話: 0 9 2 - 9 4 2 - 1 1 7 2

(感染症対策全般に関して)

古賀市 保健福祉部 予防健診課

電話:092-942-1151